

令和2年3月6日

学校医各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
学校保健担当理事 木村 耕三

学校保健に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

(令和2年2月25日追加)

神奈川県医師会を通じて日本医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
理事 川田剛裕
(公印省略)

学校保健に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

(令和2年2月25日追加)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり日本医師会 道永常任理事から通知がありました。

つきましては貴会におかれましても会員および学校医の先生方にご周知くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については日々状況が変化していますが、文部科学省においては、当面の間、添付の通知に基づき対応するとしており、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますとのことです。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましても日本医師会感染症危機管理対策室より、随時、最新情報を提供するので、そちらも併せてご参照くださいますようお願い申し上げます。

※文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

(URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

※日本医師会ホームページ「新型コロナウイルス関連感染症」

(URL:http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html)

事務担当

保険医療學術課 堀金

TEL:045-241-7000/FAX045-241-1464

(健 I 262)
令和2年2月27日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 道永 麻里
(公印省略)

学校保健に係る新型コロナウイルス感染症への対応について
(令和2年2月25日追加)

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校保健に係る新型コロナウイルス感染症への対応については、2月10日付で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より各都道府県教育委員会等に通知された内容に基づいて対応となっております。

この度、児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の出席停止及び臨時休業の対応(第2報)【別添1・2】および学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について【別添3】、都道府県教育委員会等に事務連絡が発出され、本会あて都道府県医師会への周知方依頼がありました。

つきましては、別添資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしく願います。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については日々状況が変化していますが、文部科学省においては、当面の間、添付の通知に基づき対応するとしており、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供※1してまいりますので、併せてご参照願います。

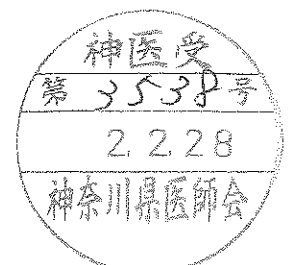
また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては本会感染症危機管理対策室より、随時、最新情報を提供※2してまいりますので、そちらも併せてご参照のうえ、対応いただきますようお願いいたします。

※1文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」(URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

※2日本医師会ホームページ「新型コロナウイルス関連感染症」
(URL:http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html)

記

今回の文部科学省事務連絡【別添1・2】の主な内容



(1)児童生徒等^{※1}本人が感染した場合

- 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校した場合
→学校保健安全法第20条^{※2}に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行う。
- 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校した場合
→臨時休業の必要性について個別の事案ごとに判断する。

(2)児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

- 当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条^{※3}に基づく出席停止の措置を取る。

(3)感染者がいない学校を含む積極的な臨時休業について

- 地域全体での感染防止を抑えることを目的に、公衆衛生対策として、学年末における休業日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられる。

(4)医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応について

- 学校は主治医や学校医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。
基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

【註】

※1 幼児・児童・生徒・学生のこと

※2 学校保健安全法 第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

※3 学校保健安全法 第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

以上